

中高一貫教育入学者選抜出願手続事務に係る指定納付受託者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に基づき、指定納付受託者を以下のとおり指定しました。

1 指定納付受託者

- (1) 名 称 三菱総研 DCS 株式会社
- (2) 事業所の所在地 東京都品川区東品川四丁目12番2号

2 指定をした日

令和4年12月 1日

3 指定納付受託者が納付事務の委託を受けることができる期間

令和4年12月7日から令和5年1月19日まで

4 取り扱う歳入の種類

中高一貫教育校入学選考手数料